

京都駅周辺における帰宅困難者対策訓練（図上）の企画・運営支援業務委託 受託候補者選定実施要領

制定 平成27年5月26日

（趣旨）

第1条 この実施要領は、京都駅周辺における帰宅困難者対策訓練（図上）の企画・運営支援業務について、まち再生・創造推進室に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

（委託費用の上限）

第2条 要綱第3条に規定する委託費用の上限は、3,500,000円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

（受託希望者の募集）

第3条 要綱第4条第7項に規定する受託希望者の募集は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第4条第3項に定める提案書の提出は、平成27年5月27日（水）午前10時から平成27年6月10日（水）午後5時までに、次に掲げる事項を記載した京都駅周辺における帰宅困難者対策訓練（図上）の企画・運営支援業務に関する提案書（以下「提案書」という。）に、受託希望金額に関する見積書及び類似業務等の契約書の写しを添え、提出するものとする。

ア 業務実績

イ 本業務を実施する場合の体制

ウ 提案の的確性

エ 受託希望金額

- (2) 要綱第4条第4項に定める質問は、平成27年5月27日（水）午前10時から平成27年6月3日（水）午後5時までに、行わなければならないものとする。
- (3) 要綱第4条第5項に定めるホームページでの公開は、平成27年6月5日（金）午前10時までに行うものとする。

（受託候補者選定委員会）

第4条 要綱第5条第7項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局まち再生・創造推進室長
- (2) 都市計画局まち再生・創造推進室南部開発担当部長
- (3) 都市計画局まち再生・創造推進室再生・創造企画課長
- (4) 行財政局防災危機管理室長
- (5) 行財政局防災危機管理室担当課長

(受託候補者の選定等)

第5条 要綱第5条第11項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第3条第1号に掲げる事項を評価する。
- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価する。
- (3) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあっては、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (5) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、第3号、第4号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

附則

この実施要領は、決定の日から施行し、京都駅周辺における帰宅困難者対策訓練（図上）の企画・運営支援業務に関して適用する。